連

御注意

1 連結親法人のうち期末の資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であって、次の①から③までのいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間にこれらの大法人による完全支配関係がある場合又は当該法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人に該当する場合には、この表の上段の「非中小法人」を○で囲みます。
①資本金の額又は出資金の額が五億円以上である法人　②法人税法第4条の7に規定する受託法人（2において「受託法人」といいます。）　③相互会社

2 「30」から「32」までの各欄は、連結親法人のうち、期末の資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（1に該当する非中小法人、受託法人及び相互会社を除きます。）に該当する場合に記載します。

税務署受付印	平成　年　月　日　税務署長殿
納税地	電話(　　)　－
(フリガナ)	
連結親法人名	
(フリガナ)	
代表者自署押印	㊞
代表者住所	

所管 / 業種目 / 概況書 / 要否 / 別表等	
連結親法人整理番号	
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円　非中小法人
同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	
同非区分	特定同族会社　同族会社　非同族会社
経理責任者自署押印	㊞
旧納税地及び旧法人名等	
添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、個別帰属額に関する書類、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書

※税務署処理欄

連結申告	一連番号
連結グループ整理番号	
連結事業年度(至)	年　月　日
売上金額	兆　十億　百万
申告年月日	年　月　日
申告区分 / 庁指定 / 局指定 / 指導等 / 区分	
通信日付印 / 確認印	省略　年　月　日
年　月　日	直前年度事業処理　年　月　日

平成　　年　　月　　日

連結事業年度分の　　　　申告書

平成　　年　　月　　日　（連結中間申告の場合の計算期間　平成　年　月　日　平成　年　月　日）

翌年以降送付要否	要	○	否	○
適用額明細書提出の有無	有	○	無	○
税理士法第30条の書面提出有	○	税理士法第33条の2の書面提出有	○	

項目	番号	金額（十億 百万 千 円）
連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「52の①」）	1	
法人税額　(36)又は(37)	2	
法人税額の特別控除額（別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「16」＋別表六の二(五)「18」＋別表六の二(七)「37」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「37」＋別表六の二(十)「51」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「42」＋別表六の二(十三)「37」＋別表六の二(十四)「38」＋別表六の二(十五)「18」）	3	
差引法人税額　(2)－(3)	4	
リース特別控除取戻税額（別表六(十三)「30」＋別表六(十六)「30」＋別表六(二十)「30」＋別表六(二十三)「30」＋別表六(三十)「31」）	5	
土地譲渡利益金　課税土地譲渡利益金額（別表三(二)「24」＋別表三(二の二)「25」＋別表三(三)「20」）	6	000
土地譲渡利益金　同上に対する税額　(38)＋(39)＋(40)	7	
連結留保金　課税連結留保金額（別表三の二「38」）	8	000
連結留保金　同上に対する税額（別表三の二「46」）	9	
法人税額計　(4)＋(5)＋(7)＋(9)	10	00
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11	
控除税額　(((10)－(11))と(43)のうち少ない金額)	12	
差引連結所得に対する法人税額　(10)－(11)－(12)	13	00
連結中間申告分の法人税額	14	00
差引確定法人税額 (13)－(14)（連結中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(17)へ記入）	15	00
法人税額の計算　中小法人の場合　(1)の金額又は800万円×12分の□相当額のうち少ない金額	30	000
法人税額の計算　中小法人の場合　(1)のうち年800万円相当額を超える金額　(1)－(30)	31	000
法人税額の計算　中小法人の場合　連結所得金額　(30)＋(31)	32	000
法人税額の計算　その他の法人の場合　連結所得金額　(1)	33	000
土地譲渡税額の内訳　土地譲渡税額（別表三(二)「27」）	38	0
土地譲渡税額の内訳　同上（別表三(二の二)「28」）	39	0
控除税額の計算　所得税の額（別表六の二(一)「6の③」）	41	
控除税額の計算　外国税額（別表六の二(二)「17」）	42	
控除税額の計算　計　(41)＋(42)	43	
控除税額の計算　控除した金額　(12)	44	
控除税額の計算　控除しきれなかった金額　(43)－(44)	45	

項目	番号	金額（十億 百万 千 円）
この申告による還付金額　所得税額等の還付金額　(45)	16	
この申告による還付金額　連結中間納付額　(14)－(13)	17	
この申告による還付金額　連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額	18	外
この申告による還付金額　計　(16)＋(17)＋(18)	19	外
この申告が修正申告である場合　この申告前の　連結所得金額又は連結欠損金額	20	
この申告が修正申告である場合　この申告前の　課税土地譲渡利益金額	21	
この申告が修正申告である場合　この申告前の　課税連結留保金額	22	
この申告が修正申告である場合　この申告前の　法人税額	23	
この申告が修正申告である場合　この申告前の　還付金額	24	外
この申告が修正申告である場合　この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額　(((15)－(23))若しくは((15)＋(24))又は((24)－(19)))	25	外　00
連結欠損金等の当期控除額（別表七の二「3の計」又は「16」）	26	
翌期へ繰り越す連結欠損金（別表七の二「5の合計」）	27	
この申告が修正申告である場合のこの申告前の　連結欠損金の当期控除額	28	
この申告が修正申告である場合のこの申告前の　翌期へ繰り越す連結欠損金	29	
(30)の18％相当額	34	
(31)の30％相当額	35	
法人税額　(34)＋(35)	36	
法人税額　((33)の30％相当額)	37	
土地譲渡税額の内訳　土地譲渡税額（別表三(三)「23」）	40	00

還付を受けようとする金融機関等

銀行・金庫・組合・農協・漁協	本店・支店・出張所・本所・支所　預金	郵便局名等
口座番号	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	－
※税務署処理欄		

法 0301-0101-02

税理士署名押印	㊞